

令和7年度
福島地方最低賃金審議会
第3回自動車小売業専門部会
議 事 録

日 時：令和7年11月7日(金)
10:00～10:55
場 所：福島第二地方合同庁舎1階会議室
出席者：(公)熊沢、元井、森谷
(労)鈴木(克)、只野、根本
(使)安齋、大内、宗形

1 開 会

(部会長) 定刻になりましたので、これより第3回自動車小売業最低賃金専門部会を開会します。

委員の皆様には、大変お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

2 定足数確認

(部会長) 議事に入る前に、事務局は定足数の確認をお願いします。

(補 佐) 定足数の確認の前に、今日、初めて専門部会に出席いただきました委員がいらっしゃいますので、御紹介させていただきます。

労働者側の根本委員です。

(根本委員) よろしく申し上げます。業務の方がございまして、なかなか参加出来ず大変申し訳ございませんでした。本日、初参加となりますので、よろしくお願いいたします。

(補 佐) ありがとうございました。

本日は、委員全員が御出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により、本専門部会が有効に成立していることを御報告いたします。

3 議 事

(1) 金額審議

(部会長) これより議事の内容審議に入りたいと思いますが、前回、11月5日に開催した第2回専門部会の金額審議において、労使とも1回の金額提示を行いました。金額の一致には至らず、労使の提示額には23円の隔たりがあります。

委員の皆様には、本日、全会一致で結審し、早期に発効できますよう、特段の御協力をお願いします。

前回の専門部会終了後に労使とも提示額について協議していただいていることと思います。

労働者側より金額審議に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(大内委員) はい。おはようございます。今日もよろしくお願ひいたします。前回の提示額、労使で隔たりがあるので、お互いの基本認識を確認したいことから、今回は労使協議から始めさせていただきたいと思ひます。

(部会長) 大内委員から、労使協議をしたいとの提案がありました。労働者側は、どういたしますか。

(鉢(克)委員) はい。異議なしです。

(部会長) それでは、これから労使協議を行っていただきますが、時間はどのくらいにしましょうか。

(大内委員) 多めにみて1時間にさせていただければと思ひます。早めに終われば戻ってきたいと思ひます。

(部会長) わかりました。では、今から11時まで労使協議とし、その間は休会といたします。

【労働者側委員・使用者側委員退室】

【労使協議】

【労働者側委員・使用者側委員入室】

(部会長) 労使協議をいただきまして、ありがとうございました。
その協議の結果につきまして、御報告いただきたいと思いま
す。

まずは労働者側からお願いします。

(鈴木(克)委員) 只今、労使協議をさせていただきまして、ありがとうござ
います。

お話をさせていただいた中で、労働側の主張、使用者側の
主張をしっかりと協議させていただきました。地賃の上げ幅
78円を自動車小売の賃金の方に上げさせていただいて、
1,098円で合意させていただきました。

(2) 決議、報告、答申、今後の日程

(部会長) ありがとうございました。

労使委員の皆様の御努力によりまして、金額の一致が得られ
ました。それでは、本専門部会の結論について確認させていた
だきます。

福島県自動車小売業最低賃金を次のように改正する。1,0
20円を78円引上げて時間額1,098円とする。

これでよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

(部会長) 以上の金額をもって全会一致となりましたので、最低賃金
審議会令第6条第5項に基づき、本専門部会の決議をもって審
議会の決議とします。

事務局は、専門部会長から審議会会長へ提出する報告書の作
成をお願いします。作成完了までの間、休憩とします。

(休 憩)

(部会長) それでは再開します。
専門部会長から審議会会長へ提出する報告書を確認します。

【報告書原本を部会長に手交】

【報告書の写しを各委員へ配付】

(部会長) 報告書の読み上げをお願いします。

(室長) 【報告書の読み上げ】

(部会長) 以上の内容でよろしいでしょうか。

(大内委員) 質問よろしいでしょうか。

効力発生の日というのは、法定どおりとなっているのですが、他の業種とかのバランスとかあると思いますが、どのようになるのでしょうか。

(室長) この後に説明を予定していたのですが、事前にお配りしておりました資料90ページをご覧いただければと思いますが、効力発生の予定の一覧になります。11月7日(金)のところをご覧いただきますと、来年1月8日の発効となります。

(大内委員) 他の業種と合わせる必要はないでしょうか。

(室長) 例年、すべて法定発効ということでやらせていただいております。

(大内委員) わかりました。

(部会長) ただいまの報告書に基づき、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、全会一致の場合は、専門部会の議決をもって審議会の議決とすることから、専門部会長から労働基準部長へ答申文を手交することで、審議会会長から福島労働局長への答申とします。

事務局は準備をお願いします。

【部会長から基準部長へ答申文を手交】

【答申文の写しを各委員へ配付】

(部会長) それでは、答申文の読み上げをお願いします。

(室長) 【答申文の読み上げ】

(部会長) 次に、綿貫労働基準部長より御挨拶をお願いします。

(基準部長) 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。その中で、今回、福島県自動車小売業最低賃金につきまして、労使合意いただき、1,098円ということで決めていただきましてこと、感謝申し上げます。

福島県特定最低賃金、自動車小売業の最低賃金を決めていただいたものですから、これを関係者だけでなく、県全体で知らないという方が無いように、福島労働局全体をあげて、しっかりと周知して参りたいと考えております。皆様も、様々な御協力をいただきましてありがとうございます。また、今後とも御協力いただければ大変ありがたいと思っております。

今後ともよろしく願いいたします。

(部会長) ありがとうございます。特定最低賃金の改正に関する今後の日程について、先ほど御説明ありましたが、事務局より説明してください。

(室長) 本日の答申内容につきまして、本日より15日間公示し、異議の申出を受け付けます。異議の申出があった場合には、異議申立に係る審議会を開催する予定です。異議申立に係る審議会を開催する場合は、日程調整を行い、確定次第、審議会委員の皆様にご連絡差し上げます。なお、異議の申出がなかった場合は、審議会の開催はなく、効力発生日は法定発効で最短で令和8年1月8日となります。

4 閉会

(部会長) ありがとうございます。

専門部会委員の皆様には、御多忙のところ長時間の審議の上、大変なご努力をいただきましたこと、全会一致で結審しましたこと、心よりお礼申し上げます。

以上をもちまして専門部会を閉会とします。